

薬を預かる場合のお願い

保育中に保育士が薬を飲ませたり塗ったりする必要がある場合、間違いのないよう、安全に配慮していますが、園医さんと相談し保護者の方に下記のことをお願いしたいと思います。

- ① 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在園していることと、保育園ではやむを得ない場合のみ薬の投与をしていることを必ず伝えて下さい。
- ② 基本として、医師の処方箋を受けたものに限ります。必要な場合は、医師と直接連携をとることもあります。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ③ 座薬・エピペン等の使用は原則として行いませんが、熱性けいれんやアナフィラキシーショックなど即座の対応が必要な場合は医師からの具体的な指示書をもとに、相談してください。
- ④ 持参する薬について
 - ・処方箋を受けた薬をはじめて預かるときは、保護者からの「依頼書」とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。(説明書は園で医師名・処方日・薬の内容等をチェックしたあとお返しします)
 - ・薬の袋や容器等には氏名、内服する日付を明記し、内服薬(粉・シロップ等)は必ず1回分ずつに分けて持って来てください。
 - ・薬は、園児のかばんに入れないので、必ず保育者に手渡ししてください。

※以上のことから不確かで与薬の安全性が明確でない場合は、園で薬を飲ませることはできませんので、ご了承下さい。

※ 下記の依頼書用紙をコピーして使って頂くか、次の依頼用紙を玄関にあるラックからお持ちください。

・・・・・・き・・・・・・り・・・・・・と・・・・・・り・・・・

投 薬 依 頼 書

※処方箋に基づく薬の説明書と一緒に提出して下さい。

年 月 日

組() 園児名() 保護者名() 印()

◎病名または症状_____

◎薬の型状は? 粉・液・外用薬・その他()

◎投薬期間は? 月 日~ 月 日

◎いつ投薬するか?

◎使用法その他の注意事項がありましたら書いてください。